

# 自治体とラジオとの連携事例

平成25年3月28日

事務局

# 自治体とラジオとの連携事例①

## ～民間ラジオによる自治体情報の提供～

- 各自治体においては、住民に対する情報提供ツールの一つとして、民間県域ラジオを活用。都道府県だけではなく市町村においても県内全体に対するPRに活用している事例あり。
- 中継局から特定の自治体の情報番組を放送することにより、きめ細かな情報提供を実現している事例もあり。

### (1) 市町村による県域ラジオの活用

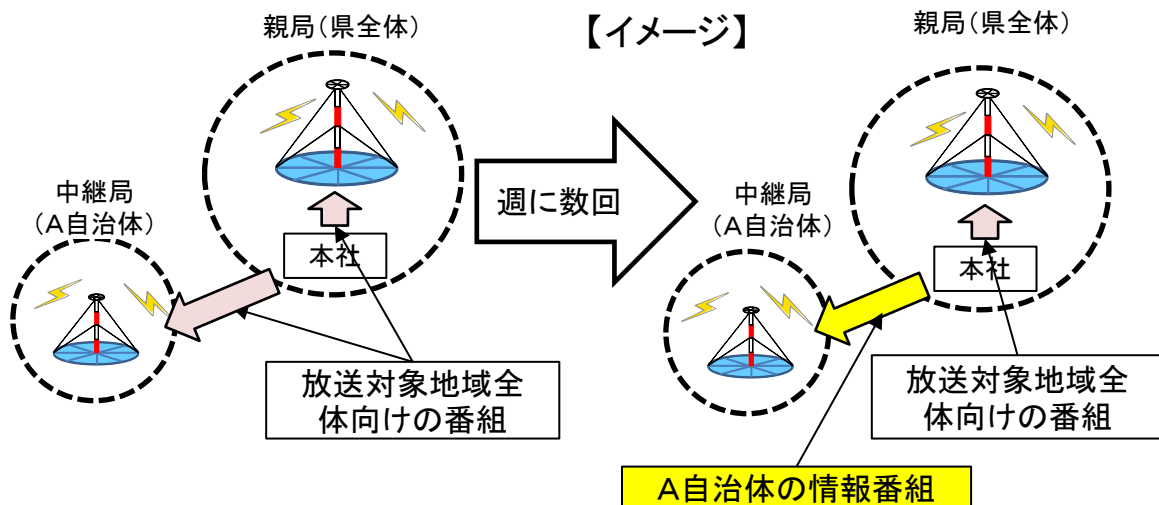
都道府県だけではなく市町村も県域ラジオを情報提供ツールとして有償で活用している事例あり。市政情報や観光情報を、当該市町村内だけではなく県内全体に対してPR。

#### 【栃木放送（AM・栃木県）の例】

- 栃木県・栃木県警の情報番組：21本(105分)／週
- 市町村(※)の情報番組：7本(80分)／週  
※宇都宮市、足利市、佐野市、那須烏山市、鹿沼市
- 自治体の情報番組合計：28本(185分)／週

### (2) 中継局からの自治体番組の放送

中継局から、親局と同じ番組だけではなく、週に数回、中継局のカバーエリア内にある特定の自治体の情報番組を放送している事例あり。地域住民に対するきめ細かな情報提供を実現。



#### ○ 中継局から特定の自治体情報を放送している事例

##### 【長崎放送（AM・長崎県及び佐賀県）】

長崎放送の放送対象地域は長崎県及び佐賀県。佐賀放送局から、一週間のうち約35時間が親局と異なる番組を放送しており、そのうち約2時間30分は佐賀県庁や市町の情報番組を放送。

- ※ その他、過去に自治体情報を提供していた事例は複数あり。
- ※ 自治体情報ではないが、中継局から親局とは異なる番組を放送している事例はあり(ex. 和歌山放送(AM)、京都放送(AM))。

# 自治体とラジオとの連携事例②

## ～ラジオ難聴対策への自治体の協力～

- 平成4年度から平成17年度までの間、AMラジオ中継局整備に対して国庫補助を適用。これを活用して自治体の中継局整備への協力を行った事例あり。
- 中継局の設置によりラジオ難聴の解消が図られ、災害情報等の地域情報の提供手段が確保された。

### (1) 民放中波ラジオ放送受信障害解消施設整備事業

#### ① 制度概要

民放中波ラジオが良好に受信できない地域において、その解消を図るための中継施設を整備する事業に対して、所要経費の一部を国が補助。

#### ② 実施期間

平成4年度から平成17年度まで

#### ③ 補助率(平成17年時のスキーム)

・過疎地等の場合

・過疎地等以外の場合

国 1/3	自治体(県・市町村) 2/3	国 1/4	自治体(県・市町村) 3/4
----------	-------------------	----------	-------------------

#### ④ 事業実績

市町村の協力により、30中継局が整備。

年度	中継局数
H4年度	8局
H5年度	5局
H6年度	1局
H7年度	3局
H8年度	2局

年度	中継局数
H9年度	7局
H10年度	1局
H11年度	1局
H12年度	1局
H13年度	1局
合計	30局

※ 実施案件は全てAM中継局。

※ H14年度～H17年度は実施案件なし。

### (2) 自治体の協力事例

#### 【北海道放送及びSTVラジオ (AM・北海道) の例】

- 関係する自治体が事業主体となり、平成6年度には「遠軽中継局」を平成10年度には「遠別中継局」を国庫補助を活用して整備。
- その後の維持費も関係自治体が負担。

#### 【南日本放送 (AM・鹿児島県) の例】

- 平成8年度に名瀬市(現:奄美市)が事業主体となり「名瀬中継局」を国庫補助を活用して整備。

#### 【大分放送 (AM・大分県) の例】

- 平成4年度に公益法人が国庫補助を活用して整備した「佐伯中継局」について、佐伯市が固定資産税の免除を実施。

# 自治体と民間ラジオとの連携事例③

## ～災害時におけるコミュニティ放送、臨時災害放送の活用～

- 災害時の情報提供手段として自治体がコミュニティ放送や臨時災害放送を活用している事例が多数あり。
- コミュニティ放送においては、災害放送に関する協定等を締結し、費用負担の取り決めや自治体等による緊急割込装置の運用を行うなど、災害時における確実な情報提供の確保を図っている事例が多数あり。
- 新規に開設した臨時災害放送局においては、場所の確保、機材の確保、人材や経費の確保等に期間を要した。ノウハウの不足、機材の不足等が課題。

### (1) コミュニティ放送における確実な災害放送の確保

- 災害対策基本法に基づく「自治体からの求めによる放送」に関し、自治体とコミュニティ放送の間で協定等を締結している事例が多数あり。
- さらに、費用負担を取り決めたり、自治体等による緊急割込装置の運用を行うなど、災害時における確実な情報提供を図っている事例が多数あり。

#### 【コミュニティ放送における協定等締結状況】

災害放送の協定等の締結あり: 220社 / 262社

うち、費用負担の取り決めあり: 167社

(うち、自治体の費用負担を明記17社)

うち、自治体等による緊急割込装置の運用あり: 146社

<H24. 10月現在 総務省調べ>

### (2) 臨時災害放送局の早期開設

- 東日本大震災に際しては、住民への災害情報等の提供手段として計28市町が臨時災害放送局を開局した。コミュニティ放送から移行した局は比較的早期に開設できたが、新規に開設した局は、コミュニティ放送局や県域ラジオ局の協力があつたものの、スタジオや送信所の場所確保、機器の確保、人材や経費の確保のため、開設までに比較的期間を要した。
- 早期開設に向けて、ノウハウの不足や機材の不足等が課題。

#### 【東日本大震災における臨時災害放送局の開設時期】

	3日以内	1週間以内	20日以内	それ以降	合計
コミュニティ放送から移行した局	4市	3市	1市	1市	9市
新規に開設した局	0市町	2市	7市町	10市町	19市町

場所、機材、人材、経費等の確保が必要

- ノウハウの不足
  - 機材の不足 等
- 課題